

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（平成27年3月27日）

議事日程（第4号）	121
日程第1 諸報告	125
日程第2 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について	125
日程第3 議案第13号 宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについて	125
日程第4 議案第18号 宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて	125
日程第5 議案第27号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	125
日程第6 議案第29号 宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについて	125
日程第7 議案第30号 指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）	125
日程第8 議案第32号 指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）	125
日程第9 議案第33号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））	125
日程第10 議案第34号 指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）	125
日程第11 議案第35号 指定管理者の指定について（銘城台自然公園）	125
日程第12 議案第36号 指定管理者の指定について（銘城台児童公園）	125
日程第13 議案第37号 指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）	125
日程第14 議案第38号 指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）	125
日程第15 議案第39号 指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）	125
日程第16 議案第14号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて	132
日程第17 議案第15号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについて	132

日程第18	議案第21号	宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	132
日程第19	議案第24号	宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	132
日程第20	議案第25号	宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	132
日程第21	議案第26号	宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	132
日程第22	議案第28号	宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについて……………	132
日程第23	議案第31号	指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）……………	132
日程第24	議案第7号	平成27年度宇治田原町一般会計予算……………	137
日程第25	議案第8号	平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	137
日程第26	議案第9号	平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	137
日程第27	議案第10号	平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	137
日程第28	議案第11号	平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算	137
日程第29	議案第12号	平成27年度宇治田原町水道事業会計予算……………	137
日程第30	議案第16号	府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについて……………	137
日程第31	議案第17号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて……………	137
日程第32	議案第19号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…	137

日程第33	議案第20号	宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	137
日程第34	議案第22号	宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	137
日程第35	議案第23号	宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	137
日程第36	閉会中の継続調査の申し出について……………		149

平成27年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成27年3月27日

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第40号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第13号 宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについて
- 日程第4 議案第18号 宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第5 議案第27号 森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第29号 宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第30号 指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)
- 日程第8 議案第32号 指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)
- 日程第9 議案第33号 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))
- 日程第10 議案第34号 指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)
- 日程第11 議案第35号 指定管理者の指定について(銘城台自然公園)
- 日程第12 議案第36号 指定管理者の指定について(銘城台児童公園)
- 日程第13 議案第37号 指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)
- 日程第14 議案第38号 指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)
- 日程第15 議案第39号 指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)
- 日程第16 議案第14号 宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第17 議案第15号 宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについて
- 日程第18 議案第21号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正す

- る条例を制定するについて
- 日程第19 議案第24号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第20 議案第25号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第21 議案第26号 宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第28号 宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについて
- 日程第23 議案第31号 指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）
- 日程第24 議案第7号 平成27年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第25 議案第8号 平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第26 議案第9号 平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第10号 平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第11号 平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第12号 平成27年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第16号 府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについて
- 日程第31 議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについて
- 日程第32 議案第19号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第33 議案第20号 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第34 議案第22号 宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第35 議案第23号 宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第36 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員
	5番	今西久美子	議員
	6番	青山美義	議員
	7番	垣内秋弘	議員
	8番	奥村房雄	議員
	9番	原田周一	議員
	10番	上林昌三	議員
11番	谷口重和	議員	

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
理事兼総務課長	山下康之君
理事兼企画・ 財政課財政課長	小西基成君
理事兼福祉課長	大江輝博君

理事兼建設・ 環境課建設課長	光 嶋	隆 君
企画・財政課企画課長	奥 谷	明 君
会計管理者兼 税務・会計課長	馬 場	浩 君
戸籍・保険課長	長谷川	みどり 君
健康長寿課長	黒 川	剛 君
建設・環境課環境課長	青 山	公 紀 君
産業振興課長	木 原	浩 一 君
上下水道課長	野 田	泰 生 君
教育次長	谷 村	富 啓 君
教育課長	清 水	清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村	観 光 君
庶務係長	岡 崎	貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第1、諸報告を行います。

3月20日に補正予算特別委員会が開催され、内田委員長、奥村副委員長の辞任に伴い、委員長、副委員長の選任が行われましたので、その結果を報告いたします。

補正予算特別委員会委員長に原田周一君、副委員長に上林昌三君と決定されました。

これで、諸報告を終わります。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第2、議案第40号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第40号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第13号、議案第18号、議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第32号～議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第3から日程第15、議案第13号、

議案第18号、議案第27号、議案第29号、議案第30号及び議案第32号から議案第39号までの13議案を一括議題といたします。

13議案につきましては、3月4日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、谷口重和君。

○総務産業常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました13議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第13号、宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、小中学生の通学時間帯に、交番署員が立ち寄りとか、町の地域防災推進ネットワーク協議会の活動拠点としてということになっているが、警察との協議内容についての質疑があり、「地域みまもりステーション」という名称にさせていただき、警察署とは、警察官立ち寄り所の看板もしくはステッカーを掲げながら、毎朝、できるだけ子どもたちの通学・下校時を含め、警察官が立ち寄っていただけるよう協議を行っているとの答弁があったところです。

また、セキュリティー対応についての質疑があり、通常は番号キーで施錠し、使用時には鍵をあけ、使用後はそのまま閉めればロックがかかるというタイプの鍵を使い対応していきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第18号、宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、行政指導する際、根拠等示す義務が課せられたということであり、各施設においては、不服申し立てしてこられた場合、申請の台帳なりそれぞれの施設ごとに帳票をきちっとおいて、そのようなことに対応できるようになっているのかとの質疑があり、それぞれの施設については、それぞれの部署で管理等をおこなっているのが現状である。その中で、一定のルールに基づいて、使用申請の受理あるいは使用の許可を行っているとの答弁があったところです。

次に、議案第27号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、上限額の見直しということで、近隣類似施設の料金も勘案した中でとのことだが、宇治市の植物公園やアクトパルとか、その辺と比べてきちっと比較検討されたのかとの質疑があり、井手町・大正池のグリーンパーク、城陽市・友愛の丘等を調査したが、植物園、アクトパル等については行っていないとの答弁があったところです。

また、改正が4月1日となっているが、実施期間はどのような協議になっているのかとの質疑があり、利用者への告知期間も必要なことから、5月1日をめどに改定との答弁がありました。

次に、議案第29号、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、奥山田水道の経営は、一般会計から繰り出し収支を取っていた。今回統合すれば公営企業会計になり、収支が取れない分について、繰り出しは一般会計から行わないということでのよいのかとの質疑があり、統合後に繰入金のお大半が拡張工事等の元利償還金である。元利償還金については、今後、水道事業会計で返済することになるが、一般会計と協議と行い、一定のルールを定め、交付税算入部分について繰り入れを継続することで協議を終えているとの答弁があったところです。

次に、議案第30号、指定管理者の指定について（宇治田原町奥山田ふれあい交流館）、議案第32号、指定管理者の指定について（宇治田原町林業センター）、議案第33号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））、議案第34号、指定管理者の指定について（宇治田原町商工センター）、議案第35号、指定管理者の指定について（銘城台自然公園）、議案第36号、指定管理者の指定について（銘城台児童公園）、議案第37号、指定管理者の指定について（緑苑坂てんじんやま公園）、議案第38号、指定管理者の指定について（緑苑坂にし公園）、議案第39号、指定管理者の指定について（緑苑坂なか公園）の9議案については、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、まず、指定管理の全般的な町の考え方についての質疑があり、指針では原則、公募としているが、今回は公共的団体への随契としているとの答弁があり、また、指定期間については基本的に3年としているとの答弁があったところです。

また、指定管理を行う施設において、利潤が計上されていないような形が見受けられる施設があるが、その算定が指定管理料の積算としてはどうかとの基本的な考え方につ

いて質疑があり、施設によっては一定の整理が必要と考えるとの答弁があったところで
す。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました13議案について、一括して委員長報告
に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第13号、宇治田原町地域みまもりステーションの設置及び管理に関
する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第18号、宇治田原町行政手続条例の一部を改正する条例を制定する
についての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第27号、森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第29号、宇治田原町奥山田地区簡易水道事業設置条例等を廃止する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第30号、指定管理者の指定について(宇治田原町奥山田ふれあい交流館)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第32号、指定管理者の指定について(宇治田原町林業センター)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第9、議案第33号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及び

くつわ池自然公園)) についての討論を行います。

ここで、内田議員、退席でお願いをいたします。

(内田文夫議員退場)

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

(内田文夫議員入場)

日程第10、議案第34号、指定管理者の指定について(宇治田原町商工センター)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第11、議案第35号、指定管理者の指定について(銘城台自然公園)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第12、議案第36号、指定管理者の指定について(銘城台児童公園)の討論を

行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第13、議案第37号、指定管理者の指定について(緑苑坂てんじんやま公園)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第14、議案第38号、指定管理者の指定について(緑苑坂にし公園)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第15、議案第39号、指定管理者の指定について(緑苑坂なか公園)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

**◎議案第14号、議案第15号、議案第21号、議案第24号～議案
26号、議案第28号、議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採
決**

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第16から日程第23、議案第14号、議案第15号、議案第21号、議案第24号から議案26号及び議案第28号並びに議案第31号までの8議案を一括議題といたします。

本議案につきましても、3月4日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○文教厚生常任委員会委員長（垣内秋弘） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました8議案について委員長報告を申し上げます。

まず、議案第14号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第15号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、2,527人が対象となることから、第3条第2項第3号に該当となると思われるが、人員配置基準は現時点でクリアしているのかとの質疑があり、条例では保健師と社会福祉士または主任介護支援専門員となっており、2名体制が基準となっている。現在は、専任で当該事業に従事している保健師は不在であり、保健センターに配置している保健師が業務の一部を兼務している状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第21号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、本町において、負担割合が変更になる対象者は何人いるのかとの質疑があり、現在の該当者400名全てが影響を受けるとの答弁がありました。

また、負担が増加し、受診抑制が進み重症化することにより医療費がかさむことにならないのかとの質疑があり、保険制度は取り巻く社会情勢によっても変化せざるを得ないを考える。制度が破綻しないように、また負担割合の逆転現象が起こる可能性も考え、京都府全体において2割としたところであるとの答弁があったところであります。

次に、議案第24号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、地域密着型通所介護に移行される町内の事業所は、条例の何項に該当するのかとの質疑があり、平成28年4月に移行予定であり、現在、省令の改正が実施されていないことから、今回の条例改正には位置づけをしていない。今後、省令の改正を受け、位置づけしていくこととしているとの答弁があったところであります。

次に、議案第25号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、介護支援事業者についての基準を今回定めるものであるが、今までの人員等の基準については、厚生労働省令で定められていたものを準用することでいいのかとの質疑があり、基本的に国の省令の内容と同じであるとの答弁があったところであります。

次に、議案第28号、宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第31号、指定管理者の指定について（宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘）も、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、中央公民館が解体され、やすらぎ荘の夜間使用を認めてもら

っているが、どれくらいの利用があるのか。指定管理料に反映しているのかとの質疑があり、利用範囲を広げたところであり、利用者数は増加しているところである。夜間の開閉に伴い、臨時職員の賃金等も指定管理料に含めているとの答弁があったところであります。

以上、委員長の報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第14号、宇治田原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第17、議案第15号、宇治田原町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第18、議案第21号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。今西久美子君。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第21号、宇治田原町老人医

療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今回、国の高齢者医療費一部負担改悪に合わせ、京都府が長年守り続けてきた老人医療費助成制度・マル老を改悪縮小するとしています。副町長は、社会情勢の変化によるものであり、やむを得ないというご答弁されましたけれども、宇治田原町では400人の方が対象となり、医療費の窓口負担が1割から2割へと2倍になってしまいます。これにより受診抑制で重症化が懸念され、国保財政にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。年金が下がり、消費税が増税されるもとの、重大であり、マル老制度は現行制度のまま、対象年齢を74歳までに拡充するよう府に求めるべきであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第19、議案第24号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第20、議案第25号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての

討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第21、議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第22、議案第28号、宇治田原町保育の実施に関する条例を廃止する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第23、議案第31号、指定管理者の指定について(宇治田原町老人福祉センターやすらぎ荘)の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第7号～議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第24から日程第35を、議案第7号から議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第22号並びに議案第23号までの12議案を一括議題といたします。

12議案につきましては、3月4日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、谷口重和君。

○予算特別委員会委員長（谷口重和） それでは、予算特別委員会に付託されました議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、中小企業への支援強化について質疑があり、中小企業、商店への支援強化についての基本的な考え方については、自動車関連など一部の企業においては好転が見られるものの、全体的には横ばいもしくはやや下降気味であると受けとめており、このようなことから、引き続き町内企業の支援を図るため、地域ブランド育成応援事業を創設するなどして対応したいとの答弁がありました。

また、住宅リフォーム助成制度の創設について質疑があり、趣旨を鑑みてどのような対応策が適切であるか引き続き検討したい。空き家対策として実施する調査の中での対応もあわせて考えられるとの答弁があったところです。

景気回復が、町にも実感できる状況に至っているかとの質疑があり、地方ではそれを実感できる状況には至っていない。今後、まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方の隅々まで景気が好循環する転機になることを期待し、地方版総合戦略に取り組んでいきたいとの答弁があったところです。

災害時情報伝達システム整備について質疑があり、本町の地理的条件、年齢構成、災害種別等を踏まえ、平成27年度中には方向性を確定させるべく、早急に積極的に取り

組んでいきたいとの答弁があったところです。

マイナンバー制度の住民周知について質疑があり、積極的に周知を図っていく必要があると考え、3月1日から町ホームページにおいて情報発信している。今後も、広報やホームページ等を通じて知らせていきたいとの答弁があったところです。

少子化対策について、町の意気込みについて質疑があり、「子どもを産み、育て、住み続けたい」また、「住んでよし」、「好きやねんうじたわら」と思っていただけのような、まちづくりを目指していくことが重要であると考え。そのため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを新年度の早い時期に立ち上げ、具体的な施策立案につなげていきたいとの答弁があったところです。

小中一貫教育推進について質疑があり、今後の小中一貫教育を推進するに当たり、それぞれが有する特徴を捉え、本町に適した形態の判断が必要になってくるとの答弁があったところです。

道徳の教科化に伴う質疑があり、諸課題としては大きく3つあるが、教科道徳の完全実施となる平成30年度までには、今後の流れを踏まえつつ、諸課題や教員の指導強化等の環境整備に努めていかなければならないとの答弁があったところです。

総括質疑は、以上でございます。

始めに、議案第1号、平成27年度宇治田原町一般会計予算は、当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑についてご報告申し上げます。

福祉バス運行事業の効率的な運営について質疑があり、多様な手法の検討が必要である。デマンド方式にすることは、効率性、利便性という観点から、有効な手段の一つと考えるが、費用面、事業所の有無等も含め、近隣で動きもあることから、そういうところの研究調査を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、保育所の職員体制について質疑があり、今回8名の月額制の保育士を配置する。全て副担任とし、全員有資格の保育士なので、保育の充実が図られる。また今後においても体制強化を図っていきたいとの答弁がありました。

木造住宅の耐震化について質疑があり、危険な建物の調査をする中で、耐震化を促進する。もう少し簡易な方法で耐震をする方法がないか、専門家の意見も聞く中で探していきたいとの答弁がありました。

山手線の国道以南の進捗について質疑があり、緑苑坂以北については着工するが、以南についても新名神開通に伴い、本町にとっては、まちづくりの観点からも必要である

という認識は変わらない。京都府にも要望活動を行い、その中でできるだけ35年の開通までには実現に持っていければと考えているとの答弁がありました。

総合教育会議において、学力テストの成績公表の議論について質疑があり、総合教育会議の中での協議事項と考えており、今後、本町を担う子ども達のためになるのであれば、公表の決断も必要かと思っているとの答弁がありました。

以上、一般会計予算に対する個別審査の主な質疑でございます。

次に、議案第8号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、第二次の健全化計画への体制強化等の取り組みについて質疑があり、健全化計画の執行管理は、まず歳入面の対策について、健全化計画に記載した収納率の強化による効果額については、収納額は現年分・滞納分とも記載値を上回る見込みと分析している。歳出面での対策は、医療費が一般被保険者については一定の減少が見られるものの、退職者被保険者においては増加となっている。しかし、健全化計画に記載する削減目標値については到達できるのではないかと予測しているとの答弁があったところです。

議案第9号、平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算も当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第10号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算も当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、町内の施設において、今回の介護報酬の改定についてどのように考えているのか質疑があり、収入総額で約1,500万円程度の減額が予想される。これをどこで吸収するかということである。人件費では、正職員を嘱託なりパートに切りかえも視野に入れなければならない可能性があるとの話であった。

また、処遇改善のほうで、1万2,000円の増額がされているが、これはあくまで介護職員に対する処遇改善であり、特養やデイの相談員やケアマネは介護職員に該当しない。国の対象としていない部分については、事業者の持ち出しとなるため、経営は苦しくなると思われるとの答弁がありました。

議案第11号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、下水の普及率について質疑があり、平成26年度末見込値で、現在人口普及率でいくと63%と見込んでいる。27年度には管渠の整備を行い、27年度末には約3%ほどの増加を予定し、66%の普及率の見込みと考えている。また、27年、28年の2カ年をかけて全体計画の見直しを行う予定との答弁がありました。

議案第12号、平成27年度宇治田原町水道事業会計予算も当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、簡易水道との統合について質疑があり、水道事業の経営上では、三十数万円の黒字となる予算編成をしているとの答弁があったところです。

議案第16号、府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについても当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、受益者負担金の考え方について質疑があり、今後、観光振興計画の中に拠点として位置づけていきたい側面、お茶の栽培を維持する面積的な側面、また若い後継者が続けてお茶を作ってもらえる環境という側面で重要な基盤整備と考えているとの答弁があったところです。

議案第17号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについても当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、新教育長制度の導入に伴い、教育行政への介入することがあるのかとの質疑があり、町長部局の方で判断、決断しなければならない、動かさなければならないということも出てくる可能性はある。そういうときは教育委員会と十分協議し、早く決断していくようにしていきたいとの答弁があったところです。

議案第19号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、審議会の答申での議会活動について、高い評価をいただいたことは喜ぶべきだが、この時期の改定について質疑があり、改正時期については今が一番いい時期だと考える。今後においても、毎年、早い時期に報酬等審議会を開催する中で、いろいろな角度から精査を願っていきたいとの答弁がありました。

議案第20号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについても当

委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

議案第22号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても当委員会に付託され、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、さまざまな軽減措置を行っている中、本町の保育料は、国の基準割合ではどのくらいになっているのかとの質疑があり、今、システムを変更しており、新料金により、総じて幾らになるのかを今算定を始めている。最大で63%くらいになる方、7割ちようどもおられる。全て把握し、平均値等、最大値や分布など、算出していきたいとの答弁がありました。

議案第23号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについても当委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、介護予防生活支援総合事業について質疑があり、市町村に移行される総合事業は、財源については介護保険本体と同じで、国・府・市町村が負担をするものであり、介護保険から全く切り離しての事業ではない。保険者ごとの事業費の上限額を設定することになっており、これまでの介護保険の中の予防給付として給付されていたものがベースになるとの答弁があったところです。

また、現地審査についても、5か所を行っております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました12議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第7号、平成27年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

順序といたしまして、原案に反対者の発言が先とし、次に賛成者の発言をお願いいたします。

それでは、討論ございませんか。今西久美子君。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第7号、平成27年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

今、地方は、住民の暮らしの困難、福祉・医療の危機、地域経済の衰退など、深刻な

問題に直面をしています。さらに、消費税増税と円安誘導による物価高が暮らしと地域経済を直撃しています。

政府予算は、社会保障のためと消費税を増税しておきながら、マクロ経済スライド発動による年金の削減、高齢者医療の窓口負担増、介護報酬の大幅削減、生活保護削減まで盛り込むなど、格差をいっそう拡大しようとしています。そんな中で、町長は消費税増税を容認し、国の悪政をそのまま宇治田原町に持ち込んでいます。

具体的な反対の理由を述べます。

施政方針の中の「成長基盤を築く道路交通網の整備促進」について、山手線の建設が最重要課題と位置づけられておりますが、国道307号以北についてはネクスコが工事用道路として使用することから新年度での予算化もされておりますけれども、以南については全く手つかずで、平成35年の新名神開通までには到底間に合わないことは明らかであります。京都府待ちではなく、町独自の建設計画を立て、取り組むべきと考えます。

次に、「まちの特色を生かした産業・観光振興」についてですが、消費税増税に加え、円安、物価上昇などで一層厳しい経営を強いられている町内の中小企業また中小商店の営業を守るためにも、経済効果抜群で即効性があり、全国的に取り組む自治体がふえている住宅リフォーム助成制度の早期の創設を強く求めます。これにより、一般住宅の耐震化や水洗化の促進にも寄与すると考えます。

またプレミアム商品券をはじめ、この間の中小企業、商店に対する事業の効果を検証するとともに、声をしっかりと聞いて、今後より効果的な対策をしていくべきであると考えます。

次に、「くらしの安心・安全確保」についてですが、近年の大規模な自然災害や南海・東南海トラフ地震が心配される昨今、地域防災対策は非常に重要であります。その中でも住民への情報伝達は命を守るためにも早急な整備が求められています。町は、この間、喫緊の課題であると認識しながら、1年以上検討すると言いつけてきましたが、新年度予算においても、いまだ「調査」となっています。情報伝達手段の早急な整備を求めます。

さらに、福井県の高浜原発について、京都府が関西電力と結んだ安全協定は地元同意権を盛り込まず、事実上再稼働を容認するもので、これでは、府民の安心・安全が確保できないものであることを府に対しきっぱり言うべきであります。

マイナンバー制については、住民にはほとんど知らされておらず、個人情報の大量流

出、不正使用などの懸念があり、安心・安全の確保にはつながりません。本制度については、実施を中止し、廃止するよう求めるべきであります。

次に、「未来を担う子どもたちの健全育成」についてですが、来年度、保育所の正規職員は増員をされますけれども、責任のある立場にある副担任についても正規職員とすべきであります。また子育て支援センターの充実、さらなる子育て世帯の保護者負担の軽減を求めます。

中学校の新2年生については、4クラスにしてほしいという保護者や地域のみなさんの願いを真摯に受けとめ、府や国に35人学級を早急に全学年で実施するよう求めるとともに、町独自での実現を強く求めるものです。

次に、「幸せを実感できる健康・福祉サービスの充実」についてですが、老人医療助成制度・マル老の縮小改悪については先ほど述べたとおりであります。府に対し、現行制度のまま74歳まで拡充するよう強く求めていただきたい。また、介護報酬の引き下げで、町内の事業所においても厳しい経営が迫られることとなり、ひいてはサービスの低下につながりかねない事態を招きます。これについても、国に対し、介護報酬を引き上げて、全ての介護従事者の待遇改善を求めるべきと考えます。

この間の町長の政治姿勢について、消費税増税や原発再稼働を容認、国や府の社会保障改悪に対しても言いなりでそのまま町に持ち込むなど、防波堤としての町の役割は果たせず、これでは、住民の暮らしや営業を守ることはできないということを指摘し、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。奥村房雄君。

○8番（奥村房雄） ただいま議題となっております議案第7号、平成27年度宇治田原町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

我が国の経済情勢は、国の経済財政対策により、長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、消費税率が昨年4月に8%に引き上げられたことなどから弱さが当面残るものの、緩やかな景気回復基調にあると言われておりますが、本町においては、それを実感できる状況には至っていない状況であると伺っております。

また、人口減少社会の到来や少子高齢化の一層の進展により、社会保障関係をはじめとする行政需要は継続的に増加傾向にあり、基金の取り崩しが続くなど、本町の財政運営は厳しい状況であります。

本町を取り巻く環境は、さまざまな面で困難さが増してきている状況ではありますが、西谷町長は、町政運営の信念として、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという意

味を持つ「百万一心」という言葉を使われ、みずからのまちづくりはみずからの手という真の地方自治と住民自治を実現するためには、地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかり結び合って、町内外の方々から「好きやねんうじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に努められているところであります。

また、来年度の当初予算におきましても、税収減といった非常に厳しい財政事情の中、事業の見直し等による歳出の適正化を図るとともに、府の交付金や財政調整基金を活用するなどの財源確保対策を講じ、安心して活力ある未来をつくる宇治田原予算と位置づけ、6つの重点施策を中心に、対前年度比3.2%増、2年連続の40億超の積極型予算を編成されたことは、高く評価するものであります。

来年度の主要施策につきましては、6つの重点施策を中心に、重点的かつ積極的に予算を配分されており、特に子育て支援におきましては、子どもは社会の宝と申され、子育て世代の経済的負担を軽減する取り組みについて特に重点的に事業を拡充され、未来を担う子どもたちの健全育成に資する施策を積極的に進められております。

また、成長基盤整備促進におきましては、今後の発展の鍵となる新名神高速道路の開通を見据えた周辺道路、特に宇治田原山手線を基盤整備施策の一丁目一番地と位置づけ、住民会議の取り組みと一体となって促進されております。

さらに、安心・安全におきましては、地域防災計画及び防災マップの改定を行う地域防災対策事業をはじめ、まちの安心・安全の重要な担い手である消防団の装備品の充実を図るとともに、団員報酬及び出動手当の引き上げなど、地域防災力のかなめとして欠くことのできない消防団員の処遇改善も行い、住民の命とくらしを守る施策を積極的に進められております。

さきに申し上げましたが、財政状況は厳しい時代ではありますが、未来に希望を託すことができるように、私たち現役世代は、きっちりと責任を果たさなければならないと思います。引き続き、西谷町長がみずから先頭に立って、安心して活力ある未来をつくる施策を積極的に実施していただき、「好きやねんうじたわら」と言ってもらえるまちを目指して、全力で取り組んでいただきたいと思います。

私自身も、まことに微力ではございますが、まちづくりを支える一員といたしまして、西谷町長とともに、しっかりと力を尽くしていきたいと考えております。

以上、私は、平成27年度宇治田原町一般会計予算につきまして、賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第25、議案第8号、平成27年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第26、議案第9号、平成27年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第27、議案第10号、平成27年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第28、議案第11号、平成27年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第29、議案第12号、平成27年度宇治田原町水道事業会計予算について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第30、議案第16号、府営土地改良事業に係る宇治田原町分担金徴収条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第31、議案第17号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。今西久美子君。

○5番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第17号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

本条例の改正は、国の地教行法の改正に伴うものですが、この地教行法の改正は、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにする地方自治体の教育政策の方針となる大綱を首長が決定するとしています。教科書採択や学力テストの結果の公表など教育委員会の権限である事項について、教育委員会の同意がなくても、首長が大綱に書き込めることとなっており、教育委員会には大綱の具体化をさせる仕組みとなっておりますが、これでは教育委員会を首長が任命する教育長の支配下に置き、教育行政への首長の介入に道を開くことになりかねません。

教育には自由や自主性が不可欠であります。だからこそ、戦前の教訓も踏まえ、憲法のもとで政治権力による教育内容への介入支配は厳しく戒められてまいりました。今回の新制度は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害するものとなることから、地教行法の改正には反対であり、本議案についても反対といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第32、議案第19号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。安本修君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております議案第19号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、

反対の立場から討論を行います。

今回の議員報酬改定の提案は、去る平成27年1月30日に町長から宇治田原町特別職報酬等審議会に諮問され、2月12日に同審議会からの答申を受けてのものです。特別報酬等審議会としては、議員が議会活動に専念できるよう条件整備を図る必要があるとして、長年据え置かれてきた議員報酬を増額すべきとの答申をされたものであります。

私は、特別報酬等審議会の今回の答申は尊重するものです。今、大手の春闘の回答がマスコミ等で報道されておりますけれども、月額2,000円、3,000円といった額のアップ、そういう水準であり、中小企業に至っては賃上げなどできる状況にないというのが現状であります。今、景気の落ち込みと消費税の引き上げ等、住民生活が厳しい中であって、現時点での引き上げはとても住民の理解を得られるものではありません。

以上から、議員報酬の引き上げには賛成できません。反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第33、議案第20号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第34、議案第22号、宇治田原町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第35、議案第23号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。安本修君。

○4番（安本 修） ただいま議題となっております議案第23号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

介護保険料は、計画見直しのたびに引き上げられ、今回は基準額で年額5,600円、9.4%の値上げとなります。もともと、1984年までは、高齢者福祉の国庫負担は8割でしたが、1985年からは7割に、さらに86年からは5割となり、2000年からの介護保険制度では25%となりました。国庫負担を直ちに5%引き上げ、さらに給付費の50%まで計画的に引き上げれば、保険料の負担割合を縮小しながら、誰もが安心して利用できる介護制度に改善することが可能であります。国に対して、必要な負担を強く求めるべきであります。現状のもとでも、高齢者にはこの間、消費税の増税の上に、年金の引き下げ、医療費負担増など、負担増と社会保障の切り捨てが相次いでおります。この上に、さらに保険料の値上げは許すことができません。

以上、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第36、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたしま

す。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、これをもって平成27年第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時30分

○議長(田中 修) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました平成27年第1回定例会も、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたりましてご出席をいただき、地方創生総合戦略の推進を踏まえた平成26年度一般会計補正予算や平成27年度一般会計予算をはじめ、特別会計予算、条例案件、臨時案件など多数の重要案件につきましてご審議をいただき、40議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

また、会期中におけます一般質問や予算特別委員会、また、各委員会などにおきまして賜りましたご意見やご要望につきましては、今後十分検討させていただきまして、町政の進展を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、国の経済財政対策によりまして、長期にわたる景気低迷からようやく脱却しつつあり、消費税率が昨年4月に8%に引き上げられたことなどから、個人消費などに弱さが見られるものの、緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、地方ではそれを実感できるに至っていない状況であると思っておりますのでございます。

こうした中ではありますが、本町としても、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口減少に歯どめをかけるため、地方での雇用創出、出産や子育てをしやすい環境づくりなど、国と地方が一体となり地方創生に取り組むための具体的な施策を取りまとめた地方版総合戦略を策定し、地域の特色や地域資源を生かした地方創生に取り組み、地方の隅々まで景気の好循環が行き渡ることを目指して、国が取り組む総合戦略に大きな期待を寄せるとともに、本町としても、地方版総合戦略を策定し、まだまだ厳しい環境下にある現状を明るいものに変えていきたいと考えております。

本日、ご可決をいただきました「安心で活力ある未来を創る」平成27年度当初予算に計上いたしております6つの重点施策に係る事業を着実に推進し、将来の明るい展望を持った宇治田原町にしていきたいと思いますと考えております。

もちろん、安定的で健全な財政の維持につきましても引き続き、その取り組みを進めてまいりたいと思っております。また、第5次まちづくり総合計画基本計画策定の本番を迎える来年度につきましても、総合的なまちづくりのビジョンをつくり上げてまいりたいと考えております。

とは申しますものの、当面する諸課題を乗り越えていくためには、行政の力だけでは困難なことも出てまいります。どうか、議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、来る4月1日付で予定しております職員の人事異動につきましては、部門ごとの理事職について、決裁権の付与や、本町最重要課題の一つであります新名神建設関連施策の推進及び宇治田原山手線のさらなる建設推進を図るために、現在の新名神・山手線推進室をそれぞれに専任化し担当参事を配置するとともに、増大する住民福祉の需要及び重点施策を中心に職員の増員を行い、一層執行体制の充実を図ることとしております。

今後とも、職員ともども一層研さんと意識改革に努めますとともに、当面する諸課題に全職員が一丸となって百万一心の気持ちで積極的に取り組みを進めまして、「好きやねんうじたわら」「住んでよし、訪れてよし」の実現のために努力してまいります所存でございます。どうか、議員各位の一層のご理解とご指導を賜りますことを心からお願いを申し上げます。

殊のほか厳しい寒さが和らぎ、日ごとに田原川の桜も膨らんでまいりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意いただ

きまして、ふるさと宇治田原町のまちづくりの進展のために、一層のご理解とご尽力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。長期間にわたりまして、本当に皆さんありがとうございました。ご苦労さまでございました。

○議長（田中 修） それでは、皆さん、ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 内 田 文 夫

署 名 議 員 上 林 昌 三